

第4章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

1 成果目標

障がい者の地域生活への移行及び一般就労への移行等を促進するため、次のとおり目標値を設定します。

なお、県計画は、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の進捗状況を踏まえるとともに、国の基本指針に即し、広域的見地から、市町障がい福祉計画及び市町障がい児福祉計画の目標値等を基に適切に設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者数 2,059 人を基準として、令和8年度末までに5.1%の障がい者が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点で4.6%の施設入所者の減少を図ります。

| 項目 | 目標値 | 国指針 |
|-----------|-------------|--------|
| 地域生活移行者数 | 105人(5.1%) | 6%以上 |
| 施設入所者の減少数 | 94人(4.6%削減) | 5%以上削減 |

【設定に当たっての考え方】

市町の目標値を基に設定します。

地域生活移行者数については、市町において、第6期計画の進捗状況や入所者の状況、地域の実情等を勘案して目標値を設定しており、県計画の目標値として積上げた結果、国指針を下回る数値となっています。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者等の連携による支援体制を構築するため、次のとおり取り組みます。

①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

令和8年度における精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日とします。

| 項目 | 目標値 | 国指針 | 実績※(元年度) |
|--------|--------|----------|----------|
| 平均生活日数 | 325.3日 | 325.3日以上 | 325.2日 |

※「精神保健福祉資料(NDB)(令和2年度)」

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

②精神病床における1年以上の長期入院患者数

令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び、65歳未満の1年以上長期入院患者数を設定します。

| 項目 | | 目標値 | 国指針 | 実績※ (R4.6.30) |
|-------------------------|-------|---------------|------------------|------------------|
| 精神病床における1年以上 長期入院患者数 | 65歳以上 | 1,159人 | 計算式 により 算定 | 1,457人 |
| | 65歳未満 | 560人 | | 724人 |

※「精神保健福祉資料（630調査）（令和4年度）」

【設定に当たっての考え方】

国指針に示された計算式に基づき設定します。

③精神病床における退院率

令和8年度における入院後3ヶ月時点、6ヶ月時点及び1年時点の退院率について目標値を設定します。

| 項目 | 目標値 | 国指針 | 実績※（元年度） |
|--------------|--------------|---------|----------|
| 入院後3ヶ月時点の退院率 | 68.9% | 68.9%以上 | 62.6% |
| 入院後6ヶ月時点の退院率 | 84.5% | 84.5%以上 | 80.4% |
| 入院後1年時点の退院率 | 91.0% | 91.0%以上 | 88.5% |

※「精神保健福祉資料（NDB）（令和2年度）」

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

○活動指標 ※各市町が算出した数値を積み上げて設定しています。

| 項目 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|--------------------------------|------|------|------|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 73回 | 73回 | 74回 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 241人 | 243人 | 250人 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における評価の実施回数 | 24回 | 24回 | 25回 |

精神障がい者の利用者数

| 項目 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----------------|------|------|------|
| 地域移行支援 | 44人 | 45人 | 48人 |
| 地域定着支援 | 93人 | 97人 | 101人 |
| 共同生活援助（グループホーム） | 600人 | 639人 | 671人 |
| 自立生活援助 | 12人 | 12人 | 15人 |
| 自立訓練（生活訓練） | 61人 | 63人 | 68人 |

（3）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行を促進するため、次のとおり取り組みます。

①福祉施設から一般就労への移行者数

令和3年度の一般就労移行者数を基準とし、令和8年度における福祉施設からの一般就労移行者数を設定するとともに、就労移行支援事業等の各事業における移行者数を設定します。

| 項目 | 目標値 | 3年度 (基準値) | 国指針 |
|----------|-------------------------|--------------|---------|
| 一般就労移行者数 | 237人 (1.28倍) | 185人 | 1.28倍以上 |
| 就労移行支援 | 71人 (1.31倍) | 54人 | 1.31倍以上 |
| 就労継続支援A型 | 60人 (1.29倍) | 46人 | 1.29倍以上 |
| 就労継続支援B型 | 84人 (1.28倍) | 65人 | 1.28倍以上 |

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

○活動指標

令和8年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が支援を受けられるよう、活動指標を設定します。

| 項目 | 数値 | 割合※ |
|-------------------------------------|------|-------|
| 職業訓練の受講者数 | 34人 | 14.3% |
| 福祉施設から公共職業安定所（ハローワーク）への誘導者数 | 170人 | 71.7% |
| 福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所（ハローワーク）における支援者数 | 60人 | 25.3% |
| 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数 | 160人 | 67.5% |

※令和8年度一般就労移行者数（目標値）に対する割合

②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合

令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることとします。

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

③就労定着支援事業の利用者数

令和3年度の就労定着支援事業の利用者数を基準とし、令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を設定します。

| 項目 | 目標値 | 3年度 (基準値) | 国指針 |
|------------------|-------------------------------|--------------|---------|
| 就労定着支援事業 利用者数 | 144人 (1.41倍) | 102人 | 1.41倍以上 |

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

④就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を、全体の2割5分以上とすることとします。

また、県は地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取り組みを進めます。

【設定に当たっての考え方】

国指針を基本として設定します。

なお、就労定着率とは、過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合とします。

(4) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等の整備状況

令和8年度末までの間、各市町又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを目標とします。

さらに、令和8年度末までに、各市町又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを目標とします。

| 項目 | 目標値 | 国指針 | 備考 |
|------------------------------|---------------------------|-----------------|-----------------|
| 地域生活支援拠点等の整備 | 20 市町 (圏域設置含む) | 各市町又は圏域に少なくとも1つ | 9市町 (R5.4.1) |
| 強度行動障がい者を有する障がい者の状況や支援ニーズの把握 | 20 市町 (圏域含む) | 全ての市町 (圏域含む) | — |
| 強度行動障がい者を有する障がい者に係る支援体制の整備 | 20 市町 (圏域含む) | 全ての市町 (圏域含む) | — |

【設定に当たっての考え方】

市町の目標値を基に設定します。

地域生活支援拠点等

- ・障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供し地域全体で支える体制。
- ・必要な機能として、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を備え、市町又は圏域単位で、地域の実情に応じて整備する。

○活動指標 ※各市町が算出した数値を積み上げて設定しています。

| 項目 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|--|-----|-----|-----|
| コーディネーターの配置人数 | 10人 | 13人 | 24人 |
| 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数 | 34回 | 35回 | 42回 |

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容の推進

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町又は圏域に少なくとも1箇所以上設置するとともに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを目標とします。

| 項目 | 目標値 | 国指針 | 備考 |
|--------------------------------------|--------------------------|------------------------------|--|
| 児童発達支援センターの設置 | 20市町 (圏域設置含む) | 各市町に少なくとも1箇所以上(困難な場合は圏域での設置) | 9市町 (4年度末) |
| 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築 | 20市町 | 全ての市町 | 13市町 (4年度末) ※保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 |

② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

令和8年度末までに難聴児支援のため、保健、医療、福祉及び教育に関する行政機関の部局や、医師会等医療関係団体等が連携し、新生児聴覚検査から療育につなげる体制の構築や中核的機能を果たす体制の構築に向けた取組みを進めます。

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町又は圏域に1箇所以上確保することを目標とします。

| 項目 | 目標値 | 国指針 | 備考 |
|-------------------------------|--------------------------|------------------------------|----------------|
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 | 20市町 (圏域設置含む) | 各市町に少なくとも1箇所以上(困難な場合は圏域での設置) | 13市町 (4年度末) |
| 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 | 20市町 (圏域設置含む) | 各市町に少なくとも1箇所以上(困難な場合は圏域での設置) | 13市町 (4年度末) |

④医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和8年度末までに、各市町又は圏域において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを目標とします。

※県は、国指針において示されている医療的ケア児支援センター及び医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターについて、いずれも設置及び配置済であり、また、関係機関等が連携を図るための協議の場についても設置済となっています。

| 項目 | 目標値 | 国指針 | 備考 |
|---------------------------|--------------------------|-------|----------------|
| 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置 | 20市町 (圏域設置含む) | 全ての市町 | 19市町 (4年度末) |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 | 20市町 (圏域設置含む) | 全ての市町 | 12市町 (4年度末) |

⑤障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに移行調整に係る協議の場を設置することを目標とします。

児童発達支援センター

- ・施設の有する専門的機能を生かし、地域の障がいのある（疑いも含む）子どもやその家族への相談、他事業所への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

重症心身障がい児

- ・重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童のことをいい、移動や食事、排泄、入浴など、日常の様々な場面で介助者による支援が必要となります。

医療的ケア児

- ・日常生活及び社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引等の医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児のことをいいます。

（6）相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに、各市町において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目標とします。

さらに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを目標とします。

| 項目 | 目標値 | 国指針 | 備考 |
|--|--|--------------------------|-----------------|
| 基幹相談支援センターの設置 | 20 市町 (複数市町による共同設置含む) | 全ての市町 (複数市町による共同設置含む) | 8 市町 (4 年度末) |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保 | 20 市町 | 全ての市町 | — |
| 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組みを行うために必要な協議会の体制の確保 | 20 市町 | 全ての市町 | — |

○活動指標 ※各市町が算出した数値を積み上げて設定しています。

| 項目 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|--|-----|-----|-----|
| 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化 | | | |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 169 | 182 | 220 |
| 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数 | 31 | 32 | 49 |
| 地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数 | 61 | 61 | 79 |
| 個別事例の支援内容の検証の実施回数 | 36 | 43 | 68 |
| 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 | 7 | 8 | 19 |
| 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 | | | |
| 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度） | 54 | 56 | 58 |
| 参加事業者・機関数 | 179 | 194 | 199 |
| 協議会の専門部会の設置数 | 62 | 62 | 63 |
| 協議会の専門部会の実施回数（頻度） | 236 | 238 | 242 |

（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制を構築します。

○活動指標 ※各市町が算出した数値を積み上げて設定しています。

| 項目 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|--|-----|-----|-----|
| 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員の参加人数 | 62 | 64 | 66 |
| 相談支援専門員研修（初任者）修了者数 | 60 | 60 | 60 |
| 相談支援専門員研修（現任）修了者数 | 60 | 60 | 60 |
| 相談支援専門員研修（主任）修了者数 | 6 | 6 | 6 |

| 項目 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|---|-----|-----|-----|
| サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎）修了者数 | 300 | 300 | 300 |
| サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（実践）修了者数 | 200 | 200 | 200 |
| サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（更新）修了者数 | 300 | 300 | 300 |
| 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数 | 2 | 2 | 2 |
| 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の修了者数 | 60 | 60 | 60 |
| 指導監査結果の関係市町との共有回数 | 251 | 251 | 251 |